

中部電力株式会社の不正行為に対する今後の対応

令和 8 年 1 月 14 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）に対する報告徵収命令の発出の決定
- ・今後の原子力規制庁の対応方針の了承

2. 経緯

令和 8 年 1 月 7 日の令和 7 年度第 50 回原子力規制委員会において、「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為」を報告し、この事案への対応方針を諮ることとした。

3. 中部電力に対する報告徵収命令（委員会決定事項）

設置変更許可申請書の新規制基準への適合性を説明する審査資料のうち、基準地震動の策定に関して、中部電力がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認された。

本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、まずは、別紙のとおり、原子炉等規制法に基づく報告徵収命令の発出について決定いただきたい。

4. 今後の原子力規制庁の対応方針（委員会了承事項）

（1）本事案への対応

①新規制基準適合性に係る設置変更許可申請の取扱い

現在申請されている新規制基準適合性に係る浜岡原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の設置変更許可申請¹については、審査対象である設置変更許可申請書や申請内容を説明するための資料に対する信頼性が損なわれていることから、審査を行うことはできないので、審査会合、ヒアリング、面談等は実施しない。

②中部電力に対する原子力規制検査

3. に基づく報告書の受理を待たず、本事案については、原子力規制検査のうち基本検査として、審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認し、原子力規制委員会にその状況を適宜報告する。その

¹ 関連する申請として、平成 26 年 2 月 14 日に申請があった浜岡原子力発電所 4 号炉に係る設計及び工事の計画と保安規定に係る変更認可申請がある。

上で本事案に係る検査結果（重要度評価と深刻度評価）をとりまとめ、その結果を踏まえた規制上の措置等（参考1参照）について原子力規制委員会に諮る。

③原子力施設安全情報申告制度に基づく調査の取扱い

引き続き、原子力施設安全情報申告調査委員会において審議した上で処理する。

（2）今後の浜岡原子力発電所に係る許認可申請等に対する対応

浜岡原子力発電所の状況は、1号炉及び2号炉は廃止措置計画に基づく廃炉作業中、3号炉及び4号炉は新規制基準適合性の審査中、5号炉は新規制基準未申請である。

現在受理している原子炉等規制法に基づく許認可又は検査に関する申請（以下「申請案件」という。）は以下のとおり。

- ①浜岡原子力発電所5号原子炉施設に係るクリアランス認可申請（令和7年10月27日申請）
- ②浜岡原子力発電所3号輸入燃料体検査申請（平成22年9月3日申請）
- ③浜岡原子力発電所4号蒸気タービンに係る使用前検査申請（平成27年1月30日申請）
- ④浜岡原子力発電所の放射性廃棄物に係る廃棄物埋設確認申請（令和7年12月15日申請）²
- ⑤評価改善の枠組みの改善に係る核物質防護規定変更認可申請（令和7年12月4日申請）

このうち、①から④については、直接に施設のリスク低減をもたらす性質の内容ではなく、また、本事案を踏まえると申請書の信頼性を疑わざるを得ない状況にあることから、審査や検査を行うことは適当でないと考えられる。したがって、本事案に関する改善が確認されるまでの間、審査や検査は行わない。

他方、⑤については、核セキュリティ対策の充実に必要なものであり、申請内容に技術的な評価の信頼性を確認すべき事項が含まれていないため、審査を行う。

今後の申請案件については、施設の安全機能を維持するためのもの、安全上の観点で廃止措置計画を進めるために必要なものなど原子力施設のリスクの低減に必要な対応措置を含むもの、核セキュリティ対策の充実に必要なもの、国際約束の履行に必要なものについては、審査や検査を行うが、他の申請については、必要に応じて個別にその取り扱いを原子力規制委員会に諮る。

なお、原子力規制検査における基本検査及び国際約束の履行に必要な保障措

² 浜岡原子力発電所における放射性廃棄物のデータ等に基づき、日本原燃株式会社から申請されたもの。

置活動については、本事案に留意しつつ実施する。

(3) 他の事業者への注意喚起

本事案の発生を受け、基準地震動の策定が求められる原子力施設を有する事業者に対し、新基準適合性審査チーム長（原子力規制部長）より、原子炉等規制法に基づく許認可手続きに係る申請書等の適切な作成に関する注意喚起を行う（参考2参照）。

[附属資料一覧]

- 別紙 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について
- 参考1 今後取り得る規制措置について
- 参考2 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為に関する注意喚起
- 参考3 関連条文

別紙

(案)

文書番号

年月日

中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾 宛て

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について

原子力規制委員会は、貴社が令和8年1月5日に公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」を受け、本事案について事実関係及び原因等の詳細な調査を行うため、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第67条第1項の規定に基づき、下記の事項のうち、（1）については令和8年3月31日までに、（2）から（5）までについては、その内容が取りまとまり次第遅滞なく報告することを命ずる。

なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合、正当な理由がない限り、審査請求はできない。）に原子力規制委員会に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国（訴訟において国を代表する者は法務大臣。以下同じ。）を被告として提起することができる。ただし、審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、上記にかかわらず、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えはできない。）に、国を被告として提起することができる。

記

- (1) 本事案の事実関係及び経緯
- (2) 本事案の直接的原因及び根本的原因
- (3) 設置するとしている第三者委員会による調査結果（事実関係及び原因の調査並びに再発防止策の検討を含む。）
- (4) 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因及び根本的原因を含む。）
- (5) (2) から (4) までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む。）

以上

今後取り得る規制措置について

設置変更許可申請の審査過程における不正について「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)に基づく行政処分としての選択肢の例を示す。

1. 設置変更許可申請が許可基準に適合していると認められない場合の処分

設置変更許可申請が、法第43条の3の6第1項各号に掲げる基準に適合していると認められない場合※は、設置変更許可申請の許可をすることができない。

※一例として、位置、構造及び設備が法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していることを説明できる見込みがないと判断される場合などが想定される。

2. 事業者の活動が保安規定に違反している場合の処分

審査過程における法第43条の3の24第1項に基づき定める保安規定の品質マネジメントシステムに係る規定への重大な違反が認められる場合以下の処分。

(1) 保安活動に対する措置命令

品質マネジメントシステムに基づく事業者の活動が十分ではない場合、保安のために必要な措置を命じることができる。(法第43条の3の23第1項)

(2) 保安規定の変更命令

核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認める場合、保安規定の変更を命じることができる。(法第43条の3の24第3項)

(3) 法第43条の3の5第1項の許可の取消し等

保安規定に違反したとき、又は上記(1)若しくは(2)の命令に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。(法第43条の3の20第2項)

参考条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用の目的
 - 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
 - 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
 - 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 六 発電用原子炉施設の工事計画
 - 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
 - 八 使用済燃料の処分の方法
 - 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
 - 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に對処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
 - 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。
- 五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

あること。

2、3 (略)

(許可の取消し等)

第四十三条の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

- 一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。
- 七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。
- 八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 十 第四十三条の三の二十八第一項の規定に違反したとき。
- 十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
- 十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。
- 十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。
- 十四 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。
- 十五 第四十三条の三の三十四第二項の規定に違反したとき。
- 十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

- 十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。
- 二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
- 二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一條第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置)

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設の保全
- 二 発電用原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 (略)

(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 (略)

(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。
- 一 第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものでない

こと。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における
基準地震動策定に係る不正行為に関する注意喚起

令和8年1月●日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム長

この度、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における審査資料の耐震重要施設等の耐震設計の前提条件となる基準地震動に関する内容に不正行為があることが発覚しました。基準地震動の策定過程は、施設の耐震性を確保する上で最も重要な審査項目であることから、不正行為が行われたことは誠に遺憾であり、重大な事案です。

原子力施設の安全確保に対して一義的な責任を有するのは事業者であることは国際原子力機関（IAEA）の基本安全原則（SF-1）の第一の原則に位置づけられています。新規制基準適合性審査においても、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された規制基準への適合性を示すために事業者が適切な品質管理体制のもとで妥当性及び信頼性を確保した申請書により申請を行い、審査会合でその内容を審査することを前提としています。本事案は、その前提を根底から覆すものです。

各事業者においては、本事案を深刻に受け止め、改めて原子力施設の安全確保に一義的な責任を有していることを自覚し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく許認可手続きに係る申請書、説明資料等について適切な品質管理体制の下での作成を徹底するよう注意喚起します。

なお、今後の中部電力による根本原因を含めた原因究明、再発防止策等によっては、追加の対応等を求める可能性があることを申し添えます。

（参考）IAEA SF-1 関係個所抜粋

- 3.3 放射線リスクが生じる全ての施設または活動あるいは放射線被ばくを低減させる対策のプログラムの実施に対して責任を負う人または組織は、安全に対して一義的な責任を有する。
- 3.5 施設と活動の存続期間全体を通して安全の一義的な責任は許認可取得者にあり、この責任は委任することができない。設計者、製造者や建設者、雇用主、契約業者及び荷送人と運搬人のような、その他の人または組織も、安全に関して法的、専門的あるいは職務上の責任を有する。

関連条文

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（報告徴収関係 抄）

（報告徴収）

第六十七条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については原子力規制委員会とし、第五十九条第五項に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十七条第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行つた事業者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第四十三条の三の三十一第一項及び第四十三条の二十六の三第一項の規定の施行に必要な限度において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により型式設計特定機器の型式について指定を受けた者又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 4 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 5 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。